

# 平成15年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議資料の概要

## < 諮問事項 >

### 平成15年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について

#### 1 配分方法

- (1) 「父母負担の軽減」、「教育条件の維持向上」及び「私学経営の安定化」を図るため、生徒数を基礎に算定する。
- (2) 愛知方式を基にしている高校(全日制課程・定時制課程、以下「全・定」という。)、学校法人立幼稚園、学校法人立専修学校高等課程に対する経常費補助金の一般分については、生徒数を基礎とする通常分と特定の分野、課程等に係る教育の振興、特色ある教育の推進に特に配分する特別調整分と特色教育推進分に分け配分を行っている。
- (3) この配分にあたって、従来から補助金の効率的な配分を通じて各学校等が自主的に教育条件の維持向上を図り併せて経営の健全性を高めるよう誘導するため、教育条件整備状況や父母負担状況等に応じて傾斜配分を行っているところである。

#### 愛知方式による経常費の2分の1補助

私立学校経営に係る全消費支出(22費目)及び資本支出における設備関係支出(5費目)のうち、15費目を補助対象経費とし、その2分の1を補助する方式

#### < 15費目の考え方 >

現金支出を伴うもの

他の補助金と重複していないもの

直接、教育の用に供する経費で補助対象経費としてなじむもの

#### 2 主な改正事項

- (1) 高等学校の教育改革・充実推進費補助金の特別指導教員等加算について、普通科における多様な教科、科目開設を除き、1校あたり3項目を上限としていたものを1校あたり4項目を上限とすることとした。
- (2) 学校法人立幼稚園の特別調整分について、県が主催する10年経験者研修に教員を受講させている幼稚園について増額項目を新設することとした。

#### 3 配分項目(高校(全・定))

##### ア 一般補助金

(ア) 通常分

(イ) 特別調整分

(ウ) 特色教育推進分

##### イ 教育改革・充実推進費補助金

(ア) 特別指導教員等加算

(イ) 専任教員改善

4 配分に当たって考慮する事項(高校(全・定))

ア 一般補助金

(ア) 通常分

教育条件整備状況(教職員の充実状況、1学級当たりの生徒数、定員と実員の割合)

父母負担状況(生徒納付金の状況)

経営状況(収支割合)

(イ) 特別調整分

納付金の状況

定時制・専門学科等

工業科及び情報処理科における公立標準法に基づく教員及び実習助手の配置状況

規模補正

新入生徒収容状況

専任教員比率

財務諸表の公開状況

(ウ) 特色教育推進分

外国人教員の採用

転入学生の受入れ

編入学生の受入れ

国内研修への教員派遣

社会人講師の採用

技能連携制度の導入

実務代替制度の導入

職業教育の活性化

学校間連携等支援事業

情報教育推進事業

特色ある教育活動の推進

体験学習の推進

生涯学習支援事業

魅力ある学級づくり推進

入試改革制度の推進

適切な進路指導の推進(資格取得の奨励)

高校生の保育体験の推進

イ 教育改革・充実推進費補助金(高校(全・定))

(ア) 特別指導教員等加算分

少人数教育(ティームティームを含む。)

普通科における職業系コース制

普通科における多様な教科、科目開設

心の教育対応

教頭複数配置

長期研修に関する補充教員

新教科「情報」対応

(イ) 専任教員改善分

専任教員改善